

仕様書

1 件名

令和 2～6 年度複写機賃貸借(幼児の相談教室神栖教室)

2 概要

(1) 納品場所

神栖市大野原中央二丁目 1 番 8 号 神栖市幼児の相談教室神栖教室

(2) 品目および数量

品名	数量	単位	備考
デジタル複合機	1	台	

(3) 賃貸借期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間 (60 ヶ月間) とする。

(4) 使用予定枚数

①モノクロ 700 枚／月

②カラー 100 枚／月

※上記枚数はあくまでも予定数量であり、実際の使用枚数は変動し、当該数量を保証するものではない。

3 仕様

(1) 機種

①本 体：リコー デジタルフルカラー複合機 C 2500 F

②附属品：リコー 給紙テーブル P B 3300

※同等以上の機能を有する別メーカーの機種を可とする。ただし、入札前に本市と協議を要するものとし、同等品での入札を希望する者は、質問締切日までに質問として提出すること。本市からの回答を以て協議とする。

(2) 仕様

①モノクロコピーの機能を有すること。

②カラーコピー、カラープリント、ファックスの機能を有すること。

③はがき～A 3 サイズまでの用紙にコピーが可能であること。

④A 4 用紙毎分 30 枚のコピーが可能であること。

⑤自動両面原稿送り及び自動両面コピーができること。

⑥4 段の給紙トレイ及び手差しトレイがあること。

- ⑦コピーとファックスが並行処理できること。
- ⑧コピーとファックスの出力紙が別トレーに出ること。

4 機器の保守

- (1) 点検、修繕等の維持管理及びトナー等の消耗品（用紙を除く）の供給は、保守に含まれるものとする。
- (2) 常に正常な状態で使用できるよう定期的に点検、調整を行うこと。
- (3) 障害発生の連絡を受けた場合は、障害原因の究明をし、速やかに元の状態に復旧させるための対応をすること。
- (4) 本契約機器が故障による修理等のため長期にわたり使用不能となった場合は、速やかに代用機を設置すること。
- (5) 使用済みの消耗品及び部品は、すべて回収すること。

(6) ファックスの設定

既存機器と入れ替えを行なうため、既存機器と同様のファックス番号および電話帳の設定を行なう。

5 契約方法

本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とする。契約書の条文中に、次の条項を記載するものとし、契約書の様式は本市指定のものとする。

～契約書条項～

(予算の減額又は削除に伴う解除)

第〇条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

2 第 1 項の規定により、この契約が変更又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対して損害賠償を請求することはできる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

6 料金方式

(1) 貸貸借料金：年額リース料金方式

リース料金には、物件の搬入、設置調整費用及び期間満了（又は契約解除）

後の物件の撤去、引き取り費用を含むものとする。

(2) 保守料金：月額カウンター料金方式

基本料金及び1カウントあたりの単価を設定すること。

基本料金に最低保証カウントを含む場合は、そのカウント数を超える1カウントあたりの単価を設定すること。

(3) 保守点検、修繕等の維持管理料金及びトナー等の消耗品（用紙を除く）の供給料金を含むこと。

7 料金の支払い

賃貸借料は、各年度一括前払いとする。

保守料金は、月末締め翌月支払いとする。

8 機器搬入及び納入期限

受注者が責任をもって賃貸借期間の開始前日迄に設置場所へ搬入するものとする。ただし、発注者の了解を得た上で、臨時に代用機器を置くことができることとし、その設置・撤去等に掛かる費用は本契約に含まれるものとする。また、賃貸借期間中に本契約機器が故障による修理等のため長期にわたり使用不能となったときも同様とする。

9 試験及び検収

機器設置完了後、総合試験を行い、試験完了をもって検収にかかる。

10 入札書及び内訳書

(1) 入札は、仕様を満たすリース料金及び保守料金の5年間（60ヶ月）分の総額で行うものとし、入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札時には、入札金額内訳書を提出すること。

(3) 入札金額内訳書には、月額賃貸借料、5年総額の賃貸借料、保守料金の単価を記入すること。

(4) カウント数が使用予定枚数を超えた場合の単価については、契約締結時に協議して定める。

(5) 入札金額内訳書に、カウント数が使用予定枚数を超えた場合の単価を

参考として記載すること。

1 1 守秘義務

- (1) 受託者は、本事業の実施に関し知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、市の許可を得ずに、複製、改変してはならない。
- (2) 受託者は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、作業上知り得た事項の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) (2) の規定については、本事業を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- (4) 本業務のため市から提供された情報等については、委託業務完了後、速やかに市に返還するか、市の指示に従い処理するものとする。
- (5) 本事業の一部を第三者に委託して実施させる場合は、当該者は受託者と同様の秘密保持義務を負うものとする。
- (6) その他、神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例等関係法令を遵守すること。

1 2 特記事項

- (1) 納入日については、事前に市教育委員会および納入先と協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 本体及び付属品の名称等の機器一覧表を契約時に市教育委員会へ提出すること。
- (3) 本体及び関連機器等の梱包材等は撤去し、適正に処分すること。
- (4) 設定・搬入時に、設置品・施設などを破損した場合は、受注者側負担により現況復旧すること。
- (5) 機器の搬入及び設定等の際は、安全確保を行い、事故のないように十分留意すること。
- (6) 中古品・新古品は不可とする。
- (7) 本仕様書に記載の無い事項は、市教育委員会と協議のうえ決定すること。